

金融所得税制の課題と改革の方向

山田 直夫（日本証券経済研究所）

近年「貯蓄から投資へ」という政策的要請を受け、金融所得税制の改革が進められている。より具体的には金融所得課税の一体化に向けた改革である。金融所得課税の一体化とは金融商品間の税制を統一し、さらに損益通算の範囲を拡大することである。そしてそのねらいは、税制を簡素化し、預貯金などの安全資産に偏在している家計の金融資産を株式や投資信託などの危険資産にシフトさせることである。

政府税制調査会は平成17年度税制改正において、2005年4月から金融所得課税の一体化を導入することを目指していた。しかし、金融機関との実務面の調整に時間がかかるという理由で導入は見送られた。ただし平成17年度税制改正においても一体化に向けた改正が行われており、今後もその流れに変わりはないだろう。では金融所得課税の一体化は家計にとってプラスになるのだろうか。また今後、金融所得税制はどう改革すべきなのだろうか。

本報告の目的は、上記の問題意識に基づいて金融所得税制の現状と課題を明らかにし、今後の改革の方向について検討することである。

本報告ではまず近年における税制改正の内容を金融所得課税の一体化という観点から整理し、金融所得税制の現状を明らかにする。ここでは複雑であった金融所得税制が近年の税制改正により簡素化されてはいるが、まだ依然として複雑であること、さらに度重なる改正がかえって税制をわかりにくいものになっていることを指摘する。

続いて、「公平、中立（効率）、簡素」という租税3原則に照らして現行税制を評価する。ここでは複雑な税制のために「簡素」以外の2つの原則も成り立たないことを指摘し、金融所得課税の一体化をさらに進める必要があることを示す。

最後に今後の改革の方向を短期的視点と長期的視点の2つの視点から検討する。ここでの短期的視点とは現行税制を前提に改革をする場合を指し、具体的には金融所得課税の一体化の進め方について考察する。時間的整合性や資本逃避といった概念を応用し、金融所得には低い税率を課し、その税率を頻繁に変えない（政府が税率に対してコミットする）ことが重要であることを示す。

一方、長期的視点とは現行税制を前提とせずに税制を構築する場合を指す。ここでは支出税、フラットタックス、USA税など、金融所得を含む資本所得に対して原則非課税の税制を紹介し、そのメリットを示す。資本所得に課税しないという税制は非現実的かもしれないが、現代は経済のグローバル化が進み資本市場を取り巻く環境も大きく変化している。こうした状況においては、金融所得を含む資本所得に対する税制について長期的な視点からそのあり方を探ることも重要であると思われる。